

## 新潟市建築物の環境配慮に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、特定建築物に係る建築環境総合性能評価の実施及びその結果の公表その他の建築物の環境配慮に関して必要な事項を定めることにより、建築主の環境に対する自主的な取組みを促進し、快適で環境に配慮した建築物の建築の誘導を図り、市民が安全で安心な生活を営むことのできる都市環境を確保し、もって持続可能な社会の構築及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定建築物 床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上である建築物をいう。

(2) 特定建築主 特定建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で使用する用語の例による。

### (特定建築主の責務)

第3条 特定建築主は、特定建築物の環境品質及び性能の向上並びに特定建築物がその敷地外の環境に対して与える負荷の低減に努めるものとする。

### (特定建築主が配慮すべき事項)

第4条 特定建築主は、特定建築物の環境品質及び性能の向上を図るため、次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 室内環境の向上として次に掲げる事項

ア 音環境

イ 温熱環境

ウ 光環境及び視環境

エ 空気質環境

(2) サービス性能の向上として次に掲げる事項

ア 機能性

イ 耐用性及び信頼性

ウ 対応性及び更新性

(3) 敷地内の屋外環境及び周辺環境に関する環境品質の向上として次に掲げる事項

ア 生物環境の保全及び創出

イ まちなみ及び景観への配慮

ウ 地域性及びアメニティへの配慮

2 特定建築主は、特定建築物がその敷地外の環境に対して与える負荷の低減を図るため、次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) エネルギー消費を低減する取組みとして次に掲げる事項

ア 建物外皮の熱負荷抑制

イ 自然エネルギー利用

ウ 設備システムの高効率化

エ 効率的運用

(2) 資源消費及び環境負荷を低減する取組みとして次に掲げる事項

ア 水資源保護

イ 非再生性資源の使用量削減

ウ 汚染物質含有材料の使用回避

(3) 地球環境、地域環境及び周辺環境への影響を低減する取組みとして次に掲げる事項

ア 地球温暖化への配慮

イ 地域環境への配慮

ウ 周辺環境への配慮

(建築環境総合性能評価の実施)

第5条 特定建築主は、特定建築物に係る建築環境総合性能評価を行うことができる。

2 建築環境総合性能評価は、市長が別に定める新潟市建築環境総合性能評価制度（以下「CASBEE新潟」という。）のマニュアルによりCASBEE－建築（新築）を使用して行うものとする。

(建築物環境配慮計画書の提出)

第6条 建築環境総合性能評価を行う特定建築主は、特定建築物に係る別記様式第1号による建築物環境配慮計画書（以下「計画書」という。）に次に掲げる図書のうち評価に必要な図書を添えて、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に規定する確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする日の10日前までに市長に提出するものとする。

(1) メインシート

(2) CASBEE新潟評価結果表示シート

(3) 評価結果表示シート

(4) スコアシート

(5) 採点シート

(6) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したものとする。）

(7) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における特定建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員その他評価した取り組みを明示したものとする。）

(8) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途その他評価した取り組みを明示したものとする。）

(9) 2面以上の立面図及び断面図（縮尺、開口部の位置、階高、各階の天井の高さ、建築物の高さその他評価した取り組みを明示したものとする。）

- (10) 求積図（敷地面積、建築面積、延べ面積、各階床面積及び各用途毎床面積を明示したものとする。）
  - (11) 内外仕上表（仕上げ材、断熱材その他評価した取り組みを明示したものとす  
る。）
  - (12) 各種計算書とその根拠図面（評価した取り組みを明示したものとす  
る。）
  - (13) 外構図（敷地の緑化計画その他評価した取り組みを明示したものとす  
る。）
  - (14) 構造関係図書のうち積載荷重及び主要構造躯体の基準強度を明示したも  
の
  - (15) 光害対策ガイドライン及び広告物照明の扱いチェックリスト
  - (16) 機器リスト（空気調和設備機器、換気設備機器、衛生設備機器及びポンプ類  
のうち評価した設備を明示したものとす  
る。）
  - (17) 空調衛生設備関係図（評価した設備や取り組みを明示したものとす  
る。）
  - (18) 電気設備関係図（評価した設備や取り組みを明示したものとす  
る。）
  - (19) 情報通信関係図（評価した設備や取り組みを明示したものとす  
る。）
  - (20) 衛生設備外構図（雨水処理方法を明示したものとす  
る。）
  - (21) 消火設備図（消火剤の種類を明示したものとす  
る。）
  - (22) 前各号に掲げるもののほか評点が4点以上となる項目の評価根拠資料
  - (23) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める資料
- (公表)

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる事項については、特定建築主及び設計者との協議により公表しないことができる。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
- (2) 特定建築主の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 設計者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (4) 特定建築物の概要

(5) CASBEE-建築(新築)による建築環境総合性能評価の結果

(6) CASBEE新潟による重点項目に対する取組み度の評価の結果

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) ホームページへの掲載

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める方法

(建築物環境配慮計画書の変更の届出及び公表)

第8条 第6条に定める計画書を提出した特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間において、前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、同項第1号から第3号までに掲げる事項に係る変更にあつては速やかに、同項第4号から第6号までに掲げる事項に係る変更にあつてはその工事に着手する日の14日前までに別記様式第2号による建築物環境配慮計画変更届出書に、変更の内容を表示した図書を添えて市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る変更の内容について公表するものとする。ただし、前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に係る変更の内容については、特定建築主及び設計者との協議により公表しないことができる。

(工事の完了の届出)

第9条 第6条に定める計画書を提出した特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、別記様式第3号による建築物工事完了届出書により、当該工事が完了した日から14日以内にその旨を市長に届け出るものとする。

(工事の取止めの届出及び公表)

第10条 第6条に定める計画書を提出した特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事を取り止めたときは、別記様式第4号による建築物工事取止届出書により、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(準用)

第 1 1 条 第 7 条第 2 項の規定は、第 8 条第 2 項及び前条第 2 項の規定による公表について準用する。

(助言)

第 1 2 条 市長は、特定建築主に対し、特定建築物の環境品質及び性能の向上並びに特定建築物がその敷地外の環境に対して与える負荷の低減のための措置について、必要な助言を行うことができる。

(報告の徴収等)

第 1 3 条 市長は、特定建築主に対し、特定建築物の環境品質及び性能の向上並びに特定建築物がその敷地外の環境に対して与える負荷の低減のための措置について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知が行われた特定建築物については、この要綱の規定は、適用しない。

3 この要綱の施行の日から 1 0 日を経過する日までの間に、法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知が行われる特定建築物に係る第 6 条の規定の適用については、同条中「法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知をしようとする日の 1 0 日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

（表）

建築物環境配慮計画書

年 月 日

（あて先）新潟市長

特定建築主 郵便番号  
住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市建築物の環境配慮に関する指導要綱第6条の規定により、次のとおり提出します。

1	特定建築物の名称及び所在地	フリガナ 名 称 所在地
2	設計者	資格（ ）建築士（ ）登録 第 号 氏名 建築士事務所名（ ）建築士事務所 （ ）知事 登録 第 号 郵便番号 所在地 電話番号
3	この計画書の作成者	氏名 （CASBEE評価員の場合 登録番号 号）
4	この計画書についての連絡先	氏 名 郵便番号 住 所 電話番号

（裏面に続きます。）

受付欄		特記欄	
-----	--	-----	--



別記様式第2号（第8条関係）

建築物環境配慮計画変更届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

特定建築主 郵便番号  
住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市建築物の環境配慮に関する指導要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	特定建築物の名称及び所在地	フリガナ 名称 所在地
2	建築物環境配慮計画書の受付年月日及び受付番号	受付年月日 年 月 日 受付番号 第 号
3	この届出書についての連絡先	氏名 郵便番号 住所 電話番号
4	変更しようとする事項	変更前
		変更後

受付欄		特記欄	
-----	--	-----	--

- 注1 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。  
 2 受付欄及び特記欄は、記入しないでください。  
 3 変更の内容を表示した図書を添付してください。

別記様式第3号（第9条関係）

建築物工事完了届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

特定建築主 郵便番号  
住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市建築物の環境配慮に関する指導要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	特定建築物の名称及び所在地	フリガナ 名称 所在地
2	建築物環境配慮計画書の受付年月日及び受付番号	受付年月日 年 月 日 受付番号 第 号
3	この届出書についての連絡先	氏名 郵便番号 住所 電話番号
4	工事完了年月日	年 月 日

受付欄		特記欄	
-----	--	-----	--

- 注1 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。  
注2 受付欄及び特記欄は、記入しないでください。

別記様式第4号（第10条関係）

建築物工事取止届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

特定建築主 郵便番号  
住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市建築物の環境配慮に関する指導要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	特定建築物の名称及び所在地	フリガナ 名称 所在地
2	建築物環境配慮計画書の受付年月日及び受付番号	受付年月日 年 月 日 受付番号 第 号
3	この届出書についての連絡先	氏名 郵便番号 住所 電話番号
4	工事を取り止めた日	年 月 日

受付欄		特記欄	
-----	--	-----	--

- 注1 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。  
注2 受付欄及び特記欄は、記入しないでください。